

## ～外来・訪問栄養食事指導の要点～

### I. 制度

医療保険・介護保険の対象となる管理栄養士の栄養食事指導

○**外来栄養食事指導料**(個別)初回 260 点(30 分以上) 2 回目以降 200 点(20 分以上)

栄養指導回数 初回の月は 2 回、その他の月は 1 回を限度

対象:特別食を必要とする患者、がん患者、摂食・嚥下機能が低下した患者<sup>(※1)</sup>、  
低栄養状態にある患者<sup>(※2)</sup>

※1 医師が嚥下調整食(日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づく。)に相当する食事を要すると判断した患者

※2 血中アルブミン 3.0g/dl 以下または医師が栄養管理により低栄養状態の改善を要すると判断した患者

○**集団栄養食事指導料** 80 点

対象:特別食を必要とする患者 15 人以下 40 分以上 月 1 回/患者

○**在宅患者訪問栄養指導料**(医療保険) 30 分以上 月 2 回/患者

在宅患者訪問栄養食事指導料(530・480・440 点)

対象:特別食を必要とする患者、がん患者、摂食・嚥下機能が低下した患者<sup>(※1)</sup>、  
低栄養状態にある患者<sup>(※2)</sup>

要件:患者または家族に食事の用意や摂取に関する具体的な指導

○**居宅療養管理指導/訪問栄養食事指導**(介護保険) 30 分以上 月 2 回/患者

介護予防居宅療養管理指導(539・485・444 単位) 要支援認定を受けている場合

居宅療養管理指導(539・485・444 単位) 要介護認定を受けている場合

診療所の居宅療養管理指導事業所登録必要。

### II. 申し込みの流れ

① 診療所から栄養食事指導依頼書の FAX 送信

② センターから受付済(担当管理栄養士決定)を返信

③ 管理栄養士は、診療所に連絡をし、医師と事前に面談の上、契約書を交わす。  
栄養指導内容、日時などの必要な事項を調整する。

※費用等の条件を確認

④ 診療所は、栄養指導指示書に必要事項を記入し、管理栄養士に渡す。

⑤ 管理栄養士は指示書に従い栄養指導後、報告書(栄養指導記録)を提出する。

※診療所は、管理栄養士に報酬を支給する。

### III. 雇用について「医療機関に属する管理栄養士(非常勤可能)」算定要件

○雇用契約:診療所⇔管理栄養士